

平成26年度第3回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成26年10月6日(月) 午後2時00分～午後3時20分

(2) 場 所 向日市役所3階大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 13名

1号委員 川崎雅史

〃 稲本收一

〃 中山宇一

〃 西田一雄

〃 藤本英子

2号委員 飛鳥井佳子

〃 西川克己

〃 富安輝雄

〃 中村栄仁

〃 山田千枝子

3号委員 浮田長嗣

4号委員 長谷川 勤

〃 岡山泰子

[傍聴者] 0名

3 議事

(1) 京都都市計画道路 桂馬場線の変更について (付議)

(2) 京都都市計画 生産緑地地区の変更について (付議)

(3) その他

向日市歴史的風致向上計画について (報告)

平成26年度 第3回 向日市都市計画審議会

日時：平成26年10月6日

開会 午後2時00分

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから平成26年度第3回向日市都市計画審議会を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます都市計画課の木村です。よろしく願いいたします。なお、本日の審議会は15時30分ごろの終了を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議事にお入りいただきます前に、本日の委員のご出席状況をご報告申し上げます。今回の審議会を所用により神吉委員、高田委員が欠席されておられます。現在、ご出席の委員は13名でございます、本審議会条例第6条第1項に定める定足数を満たしております。よって、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、同規則第6条に基づきまして、向日町警察署の村上交通課長にお越しいただいております。村上交通課長、本日もよろしく願いいたします。

それでは、進行をお願いいたします。

○会長 それでは、この後の議事の進行につきましては、私のほうで議長を務めさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

まず本審議会は、原則公開ということで運営をしております。本日の報告事項につきましては、向日市情報公開条例の第6条各号のいずれかに該当して非公開とすべき情報は含まれておりません。したがって本日の議題につきましては、この会議を公開とすることにしたいと存じます。また、本審議会の会議録は市ホームページにおいて公開となりますので、よろしく願いいたします。

事務局、本日の傍聴者はおられますでしょうか。

○事務局 傍聴者はおられません。

○会長 それでは、ただいまより平成26年度の第3回向日市都市計画審議会を開催いたします。最初に事務局より、本日の議事、資料のご確認をお願いいたします。

○事務局　それでは説明させていただきます。本日の次第をご確認ください。本日の議事は、付議事項が2件、報告事項が1件でございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。事前に配布させていただきました資料をご用意いたします。全ての資料の右上に番号が振ってあります。次第の2ページ目にありますお手元の配布資料一覧を参考にご確認願います。議案第1号と議案第2号が事前配布させていただきましたものでございます。

なお、本日配布いたしました資料でございますが、本日の次第、配布資料一覧表、資料1, 2, 3でございます。なお、資料2は2枚つづりとなっております。

以上が全ての資料となっておりますが、不足はございませんでしょうか。ございましたらその場でおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは議長、お願いいたします。

○会長　それでは議案第1号をまず初めに、「京都都市計画道路桂馬場線の変更」についてを議題といたします。事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局　それでは、議案第1号「京都都市計画道路 桂馬場線の変更」についてご説明申し上げます。前のスライドをご用意しますので、少しお待ちください。お手元には資料1をご用意いたします。

それでは、最初に都市計画の策定経過をご説明させていただきます。本日お配りしました資料1をご用意いたします。前のスライドに同様の内容を表示しますので、見やすいほうで見ていただけますでしょうか。

それでは上から順にご説明させていただきます。作成しました都市計画の原案を本年5月9日の都市計画審議会にてご報告させていただき、その後まちづくり条例によりまず手続を行いました。都市計画原案につきまして2週間の公告・縦覧を行ったところ、縦覧された方は0名、意見書の提出は0件でございました。また、都市計画原案を説明いたします住民説明会では、広報紙やホームページなどを用い広報させていただきましたところ、46名と多くの方々に参加されました。なお、公開のもとで原案に対するご意見を頂戴いたします公聴会につきましては、公述の申し出者がおられませんでした。

これらの手続を踏まえ策定しました都市計画案を、前回8月20日の都市計画審議会にてご報告させていただきました。その後、都市計画法に基づきます都市計画案の公告・縦覧を行ったところ、縦覧された方は0名、意見書の提出は0件でございました。

本日は都市計画法に基づき、都市計画審議会にて付議させていただきます。なお、答申をいただいた場合は、法定協議を行った後、決定告示を行わせていただきます。

○事務局　それでは続きまして、「京都都市計画道路 桂馬場線変更手続にかかる都市計画変更」の案の説明に入らせていただきます。今回ご説明させていただく内容は、前回の都市計画審議会でご説明させていただいたものと同じ内容でございます。

今回の都市計画変更の対象路線となりますのは、スライドで黒のラインで表示しております都市計画道路桂馬場線でございます。この路線は、京都市内にあります桂高等学校の西側から南下し、向日市内に入りましては、阪急洛西口駅の東側を南下し、桂川・洛西口新市街地を通りまして、府道向日町停車場線、外環状線と交差し、長岡京市に至ります延長5140メートルの南北に縦断する幹線道路でございます。今回、この路線の一部区間、スライドのほうで黄色線を表示しております区間につきまして、都市計画の変更を考えております。

変更の内容について、ご説明させていただきます。今回の変更は、桂馬場線のスライドで示しております黄色の点線部分を廃止し、緑線で示しました市道寺戸幹線1号、市道寺戸森本幹線1号を都市計画決定するものであります。なお、ピンクの線を表示しました府道上久世石見上里線につきましては、現在、京都府が整備されているところでございます。また、同じくピンク線を表示しております府道向日町停車場線につきましては整備済みとなっており、廃止区間にかわる路線として機能するものと考えております。

次に、桂馬場線の変更内容についてご説明をさせていただきます。今回の変更に当たりましては、スライドの右側の地図にお示ししておりますように、黄色線の区間を廃止し、ピンク線の区間を追加いたしますことから起終点に変更が生じますので、名称の変更を行います。北側の東西に延びるピンク線の都市計画道路名が3・4・136桂寺戸線、南側の南北に延びるピンク線の都市計画道路名が3・4・181寺戸馬場線となります。

なお、今回の変更区間の幅員につきましては、「向日市道の構造の技術的基準を定める条例」及び「向日市移動等円滑化のために必要な市道の構造に関する条例」に基づき、整備を行います。スライドの左側に図を掲載しております下の変更後の図でございますが、幅員を12メートルに変更し、交差点部分につきましては隅切りや、必要な箇所に右折レーンを設ける構造となっております。

それでは次に、今回の都市計画の変更理由についてご説明させていただきます。スライドに変更理由の概要を掲載しておりますので、読み上げさせていただきます。「都市計画道路桂馬場線は、京都市西京区を起点とし、向日市を經由して長岡京市に至る延長約5140メートルの南北の幹線道路である。今回、向日市における桂川・洛西口新市街地ゾーンの整備の完了に伴い、当地域、中心市街地及び、南部地域を結ぶアクセス性を強化し、利便性を高めるため、整備済みである寺戸幹線1号及び寺戸森本幹線1号を活用したルートに変更を行い、実現可能な計画として早期整備を推進することで、円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成及び災害時の防災機能の向上を図るもの」でございます。

最後に、変更による効果でございます。まず、計画道路にかかる建物が減ります。スライドの地図をご覧ください。

今回の変更により、廃止区間となります黄色の計画線部分、この黄色の計画線部分が廃止されますと約170件の建物が計画線から外れることとなります。一方、今回の変更によりピンク線が追加されますと、約16件の建物が新たに計画線にかかることとなります。また今回の変更は、既に整備されております整備済みの道路を活用することで、整備期間の短縮につながります。

次に、現道の有効利用としまして、地図上青色で表示しておりますAからBの区間、ちょうど寺戸森本幹線1号より南の区間についての説明をさせていただきます。左側にこの区間をBからAに向かって見たイメージ図を載せております。建物が4件並んでおり、その右側、実際は東側になりますが、建物の右側には向日市道0002号が現在走っております。

現在の桂馬場線の計画線は、イメージ図の4件並んでいる建物の上、ちょうどポインタ

ーで表示させていただいている範囲でございます。現行の向日市道の幅員全部を含めていないため、場所によってですが、最大4件の建物が計画線に入ってしまう状態となっております。そのため、建物の右側を走る現行の向日市道0002号の幅員を有効利用する計画線、ちょうど赤のポイントでなぞっている範囲ですが、寺戸馬場線幅員12メートル変更後とある区間でございます。この既存の向日市道の幅員を含めた計画線に振りかえることで、計画線にかかる建物を減らす計画変更でございます。

なお、イメージ図に載せております廃止、既決定、追加とあるそれぞれの色につきましては、お配りしております資料ナンバー議案1-7、新旧対照図の凡例の色と合わせたものとなっております。

これらの変更によりまして実現可能な計画となり、早期整備につながるものと考えております。以上をもちまして、簡単ではございますが説明を終わらせていただきます。

○会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの議案第1号の変更につきまして、ご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。ご意見のある方、挙手をお願いいたします。

○委員 もう一度ちょっと確認をさせていただきたいのは、計画でピンク色に変更後の計画線になると思うんですけども、現在の変更のところで整備済みにもう既になっているところと、これから整備をするという区間がちょっとわからないので、もう一度確認をさせていただけないでしょうか。

○事務局 今言われたところに関して説明させていただきますけども、現在、寺戸中学校、この区間に関しまして、拡幅事業ということで拡幅工事を今やっております。こちらの中よりもこのライン、これに関してはまだ事業としては未着手という区間になっております。その次、下のほうなんですけども、ここからこの区間に関しましては、道路としてはもう12メートルで整備済みになっております。あとA、Bと書いてますこの区間に関しては、まだ事業未着手ということになっております。以上です。

○委員 今の整備済みの緑の上の桂寺戸線の整備済みから右側、整備済みの線がこうあって、その右側の区間は今現在はどうなっているんですか。

○事務局 説明させていただきます。この区間は、もう既に12メートルで整備が終わってまして、この箇所からこの間に関しては今土地の買収中で、事業着手しているところです。

○委員 買収の段階だと。

○事務局 その段階です。

○委員 都市計画の策定経過の概要書を読ませていただいたのですが、これで説明会を1回されたと。公聴会も公述人がなかったということで、それからまた都市計画審議会の公告・縦覧もなかったということで、この前の審議会でも聞かせていただいたんですが、この都市計画決定そのものの、桂馬場線そのものなんですけれど、新しく桂寺戸線、それから寺戸馬場線の地権者、先ほど減少する地権者は170件という数字が出たんですけど、実際にAからB、それから桂寺戸線、その道路拡幅にかかわる地権者の数を教えてくださいたいと思います。

○事務局 AからBのこの間に関しましては、約37件というふうになっております。

○委員 今、説明会が46人いらっしやったということで、この地域、周辺だけではなくて来られたと思うんですが、どちらかという、この前も言いましたけれど、AからBの区間の参加者が非常に少なかったというふうに思うんですね。場所的にも、少し寺戸公民館という離れたところだったということで、ちらっと聞いたんですが、AからBのところでも何か説明会のようなものをされたというような話を聞いているんですが、それは事実なのかどうかお伺いいたします。

○事務局 説明会ですけども、ここに書いてあります7月4日の説明会のみしか開催しておりません。A、B区間に関して特別何か説明会を開いたということは何もしておりません。

○委員 170件減るところというのは、私もすぐそばなんですけど、確かにとても過密した、家がたくさん密集している、それこそ昭和40年代からずっと建ってきたところですので、ここでの廃止というのは、もう実現の見込みというのは多くの人たちがないんだろうというふうに思っらっしゃる方のほうが多くて、それとこのAからBについても非

常に早くに開発された地域であって、この辺もやはり高齢化で非常に高齢者がたくさん住んでいらっしゃる。38件かかわる方、非常に高齢化になっていて、その人たちが、私も一部しか聞いてませんが、もう本当に諦めなあかんのやろうかという、一部では桂馬場線の中に廃止地域が出たということで、自分のところも廃止にならへんやろうかという、そういう意見も聞いているんですけど、この点については行政なんかはそういう危惧がなかったんでしょうか。説明会ではなかったのかどうか、お伺いします。

○事務局　説明会の中では、この計画路線の廃止、または変更をさらにしてほしいというようなご意見はございませんでした。

○委員　今私見ていたら、やはり桂寺戸線の方のほうが本当にたくさん来ておられました。この辺の方々は、やはりものすごく不安な思いを持っておられて、どちらかと言いますとこの辺はまだ新しい住宅、まだ10年ぐらいしかたっていない地域です。一部、寺戸1号幹線沿いのお家は、もう少し長く住んでおられるんですけどね。それから、もう少し北のほうに行ったら、そういう対象になっておられる方も、古くから住んでおられる方もいらっしゃるんですけど、私はやっぱり若い方もここで本当にいろんな、補償問題だけでなく、何とかならないだろうかと。自分のところにかかってどうするんだろう、本当に道路がつくられるんだろうとか、いろんな意見がたくさん出てたと思うんです。そういう点については、やっぱりまだまだその説明が少し不十分だったと。時間が7時から8時半までということで、時間制限も非常に短かったということで不十分だったんじゃないかなというふうに思うんですけど、そういう不十分だった点についてはどのようにお考えでしょうか。

○事務局　説明会が終わりました後ですけども、さらにまた説明会というご要望もありませんでしたし、説明会以降、また詳細を聞きに来られたということもなかったので、こちらとしてはある一定は理解していただけたのかなというふうには思っております。

○会長　意見書を受ける窓口は、その後もちゃんと開いておられたんですね。

○事務局　はい。

○委員　2点質問なんですけれども、今ご紹介いただきました議案1-4の、変更後で

幅員が狭まるという話でしたけど、この表の中だとそれ以外という表記があって、もともとの変更前と同じ断面も書かれているんですけども、それ以外とは何でしょうということと、それから先ほどご説明があった中で、寺戸馬場線の今赤で示されているところを踏んで、幅員を東にずらすという話だったんですが、もともとの桂馬場線という計画がなされたときはこの赤の道路計画がなかったのか、どうしてここが含まれなかった計画になっていたかということがちょっと疑問に残ったので教えてください。

○事務局　この変更後の幅員のことなんですけども、桂馬場線、ここから通ってまして、今現在、計画幅員が全体として16メートルになっております。そして今回、間がなくなるんですけども、今回これを桂寺戸線と変更します。変更するのはあくまでもここからの区間でありまして、これが今現在16なので、新たにこの間全体を12メートルに変更すると。ただし、ここから上のほうに関しては今回変更しないというので、今までの計画幅員の16ということになりますので、その他ということで16というふうに表現させていただきました。あと下も同じく、この先、長岡京市の馬場へ続いているんですけども、それも同じく16メートルが計画幅員になっております。今回の変更で一部この区間のみ12、あと残りはそのまま16とおいておくので、その他16というふうに表現させていただきました。

○事務局　都市計画のときに現道を利用していない理由ですけども、これは、私の考えで推測ですけども、一番南の部分に、Bと書いてあるところに、伏見向日町線という32メートルの都市計画道路がございますので、その都市計画道路がJRをアンダーしますので、その辺で、覆道の計画とかそういうことを考えた中で少し西へ振ってたんじゃないかなど、このように考えております。ただ、今現道を利用したとしても、今のアンダーの抜きかえの高さが決まらない以上、今の段階においては現道利用で整備を促進するほうが得策だと、このように私は判断しております。

○会長　いかがでございますでしょうか。西田委員どうぞ。

○委員　直接、今回の変更とは関係ないんですけど、この伏見向日町線という、これはかなり大変な道路になるんじゃないかと思うんですけども、基本的には向日町停車場塚原

線とこの伏見向日町線が、大体東西のメイン道路としての位置づけになってくるんだろうと思うんですね。特に向日市の場合、南北は割合いろんな道が結構通ってるんだけど、東西のほうがやっぱり弱いというようなイメージも私はしておったけれども、結果としてこの2つの線がなかなか現在の立地状況からすると困難なイメージがするんですけども、一応計画としてもう既に上がってますから、原則その流れで行かざるを得ないのかもしれないけれども、おおむね市としてのめどとしては、やっぱり将来、数十年以降の話なのか、その辺の意気込みみたいなものはどう考えたらいいんですかね。

○事務局　今の伏見向日町は32メートルという非常に広い幅員で、大原野インターのほうから外環状線を通ってくる路線です。ただ向日市にとっては、前回の都市計画道路の見直しの時にも、この路線については実現性を含めて検討してまいりました。ただ、今の交通量について京都府さん、京都市さんなんかと、ほとんどこれは通過交通を処理するというイメージでございますので、その辺でできるだけ向日市としては早期整備をしたいのですが、32メートルが必要であるかどうかというところで、整理がついていないという状況でございます。向日市として東西のちょうど中心部に当たりますので、早期に整備していきたいとは考えておりますが、今の人口予測、交通量、将来の交通量も含めて見直した中で整備していこうと考えています。

○委員　質問というよりちょっと教えていただきたいんですけど、一番単純なのは、この号数はどうして決められたのか私わからないのですが、桂寺戸線3・4・136とか、3・4・181、これを一つ教えていただきたい。それと、ついでに言っておきます。今、話題にされているA・Bですね。この図面でいくと、富安議員の前あたりの道路、この辺、下に川が流れてませんか。流れているその川は、この赤い線の中に含んでいるのか、それとも黒い線に入っているのか、どっちなんですか。ちょっと私の質問が下手くそだから、今の場所ですね。緑の矢印のかかっているところ、上、下ね。あの辺から、富安議員のと言ったら一般の方はわからないかもしれないけど、この辺の伏見向日町線ですね。この大きな交差点、この間は下に川が流れてませんか。この川が赤いラインで含まれているのか、という質問です。

○事務局　今おっしゃっていますA・B区間の川ですけども、川は追加と書いてある部分の中に入っています。道路境界線側に入っていますので、道路側に入ってます。

○委員　　だけど、あそこを小学生が西のほうを歩いてますよね。歩道の部分、川の部分だと思うんですよね。東側の道路とは、ちょっと現実には道路幅があるように思うんですけどね。

○事務局　　西側だけを見ていると、なるほど、歩道もあっていいかなと思うのですが、東側に歩道がないので、東側に歩道をつくりますので、その分が西側も影響してくると。川については、今歩道用の荷重になってますけども、やはり車道になりますので、やりかえていかないと、こういうふうを考えています。

○委員　　そうすると、基本的に赤のラインは両方に歩道を設けられるんですか。

○事務局　　両方に歩道です。

○委員　　わかりました、両方に設けられるということですね。それから、先に言いました、道路の記号はどのようにして決められるのかちょっと教えてください。

○事務局　　道路の記号ですけども、これは道路の種類によって番号が決まっております、3・4・136の3なんですけども、これは道路の区分ということで、1であれば自動車専用道路、3であれば幹線街路、7であれば区画街路というふうに種類がありまして、今回は幹線道路でありますので3ということになります。その次の数字が道路の規模になっておりまして、幅員40メートル以上であれば1番、30メートル以上40未満であれば2ということで分かれていまして、今回は幅員12メートルでありますけども北のほうで16メートル区間がありますので、番号としては4番ということになります。最後の136というのは、これは街路の通し番号になっておりまして、上は136ですけども、下のほうは新たに番号をとりましたら、京都府に問い合わせをすると181番ということで、その番号をつけております。以上です。

○会長　　そのほかご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

それではご意見、ご質問も出尽くしたようでございますので、審議をお諮りしたいと思います。

○委員 済みません、その前にちょっときちっとした意見を言っておきたいのですがいいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○委員 議案を同意される前に、ちょっと一言意見を言っておきたいと思います。確かに市役所から見たら、説明会はしたと。それから公聴会は、公述人もなかったと、そういうことを言われますけれども、やっぱり建築物、38件、75件の方の一生の生活をこれから決めていかないといけないという、そういう重大な問題になってくるというのが今度の桂馬場線の見直しの中ではっきりしてきたと思うんです。そういう意味では、私が聞く範囲で、やはり皆さんの合意は得られていないと、そのように私は思っています。本当に一軒一軒聞くとさまざま、もう仕方がないんだろうかと、泣き泣き出ていくしかないんだろうかと高齢者の方は言われましたし、若い人は、ここでコミュニティーをつくってきたのに、小学校もどうしたらいいんだろう、学校とかいろいろと今やっと定着してきたのにどうしたらいいんだろうという、そういう声も聞いてますし、やっぱり説明会というのは1回の1時間半ぐらいの説明会だけじゃなくて、もっともっときめ細かに説明会を開いて、十分に出してもらおうと。上からもこの道路ありきで来るという、都市計画決定ありきで来るということは、やっぱり住民の立場に立ったまちづくりではないなど。住民の皆さんの意見を聞きながら、しっかりと住民の皆さんのこれまで生活されてきたその問題もしっかりと考えながらやっていくことが大事だというふうに思います。今回、本当に私は、説明会というのが余りにも不十分だったし、もっともっときちっと説明して理解してもらいながら皆さんの意見を聞いて、道路計画を立てていく必要があるなというのをつくづく感じましたし、向日市にもそういうふうにしていただきたいし、そういう意味では私はこの議案に対しては住民合意が得られていないと、そういう問題があるということで賛成をすることができませんので、その意見だけ申し上げておきます。

○会長 ありがとうございます。住民の方々のご意見を今後とっていくときのその方法論についてのご意見をお伺いしたということでございます。

続けて、先ほど言いましたとおりに、この審議をお諮りしたいと思います。それでは議

案第1号につきまして、案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

ありがとうございました。それでは賛成多数ですので、ただいまの議案第1号につきましては可決をいたしました。どうもありがとうございました。

それでは引き続き、議案第2号の審議へまいりたいと思います。事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局　それでは議案第2号、「京都都市計画 生産緑地地区の変更」につきまして説明をさせていただきます。公園住宅課の臼杵でございます、よろしくお願いいたします。

説明につきましては、事前に送付させていただいております議案書第2号及び本日お配りした資料にしたがいまして説明させていただきます。

さて本市では、生産緑地法第3条第1項の規定に基づき、都市計画法第8条第1項に定める地域地区として生産緑地地区を定めているところでございます。今回、その生産緑地地区を変更しようとする地区は、生産緑地法に基づく買い取り申し出後の行為の制限が解除される地区について、都市計画法第21条第1項の規定に基づき変更を行うものでございます。

それでは議案書2-1の変更計画書をご覧ください。変更を行います地区は、5地区でございます。生産緑地地区を廃止する地区が2地区、地区内の一部を廃止する地区が3地区でございます。それぞれの位置につきましては、議案書の2-3に1万分の1の総括図を添付しておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

まず地区の廃止となります寺戸-28は総括図中央部に、上植野-21につきましては総括図右下に、それぞれ黄色で表示させていただいている箇所でございます。

次に地区の一部廃止となります物集女-7につきましては総括図左上に、森本-6につきましては総括図中央に、上植野-17につきましては総括図右下にそれぞれ該当箇所を黄色で表示させていただいております。総括図に緑色で表示させていただいている箇所は、変更後の生産緑地地区でございます。

次に、地域全体の変更前後の内容を資料2-1の新旧対照表で示しておりますので、ご

覧いただきますようお願いいたします。地域全体につきましては、地区数が86地区から84地区に、面積は約17.12ヘクタールから約16.49ヘクタールに変更となります。

それでは、地区ごとに変更内容の説明をさせていただきます。議案書2-4以降に各地区の位置を示す計画図と、合わせまして議案書2-1の変更計画書、及び資料2-2の生産緑地地区廃止調書を適宜ご参照いただきますようお願いいたします。

まず初めに、物集女-7から説明をいたします。物集女-7につきましては、約0.261ヘクタール廃止となります。位置図につきましては、議案書2-4の計画図をご覧ください。この計画図で黄色で表示している箇所が廃止の箇所でございます。物集女-7につきましては、主たる従事者の死亡を理由に、平成25年10月25日に生産緑地法第10条に基づく買い取りの申し出をされました。この申し出に基づき、京都府乙訓土木事務所及び庁内の関係課に買い取り希望の有無を照会し、また向日市農業委員会に買い取りのあつせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答でありました。その後、買い取りの申し出から3カ月経過した平成26年1月27日に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

次に寺戸-28について説明をいたします。寺戸-28につきましては、約0.076ヘクタール廃止となります。位置図につきましては、議案書2-5の計画図で黄色で表示している箇所でございます。この寺戸-28につきましても、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条に基づき平成26年3月11日に買い取りの申し出があり、京都府乙訓土木事務所や庁内の関係課に買い取りの希望を照会し、また向日市農業委員会に買い取りのあつせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答でありました。その後、買い取りの申し出から3カ月経過した平成26年6月11日に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区を廃止するものでございます。

次に森本-6について説明をいたします。森本-6につきましては、約0.137ヘク

タール廃止となります。位置図につきましては、議案書２－５の計画図で黄色で表示していただいている箇所でございます。森本－６につきましては、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第１０条に基づき平成２５年１０月２１日に買い取りの申し出があり、京都府乙訓土木事務所や市内の関係課に買い取りの希望を照会し、また向日市農業委員会の買い取りのあっせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答でありました。その後、買い取りの申し出から３カ月経過した平成２６年１月２１日に、生産緑地法第１４条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

次に、上植野－１７について説明をいたします。上植野－１７につきましては、約０．０９５ヘクタール廃止となります。位置図につきましては、議案書２－６の計画図で、黄色で表示していただいている箇所であります。この上植野－１７につきましても、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第１０条に基づき平成２５年１２月２６日に買い取りの申し出があり、京都府乙訓土木事務所や市内の関係課に買い取りの希望を照会し、また向日市農業委員会に買い取りのあっせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答でありました。その後、買い取りの申し出から３カ月経過した平成２６年３月２６日に、生産緑地法第１４条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区の一部を廃止するものでございます。

最後に上植野－２１について説明をいたします。上植野－２１につきましては、約０．０６２ヘクタール廃止となります。位置図につきましては、議案書２－６の計画図で黄色で表示させていただいている箇所でございます。上植野－２１につきましても、主たる従事者の死亡により、生産緑地法第１０条に基づき平成２６年１月１７日に買い取りの申し出があり、京都府乙訓土木事務所や市内の関係課に買い取りの希望を照会し、また向日市農業委員会に買い取りのあっせんを依頼しましたが、双方とも買い取らないとの回答でありました。その後、買い取りの申し出から３カ月経過した平成２６年４月１７日に、生産緑地法第１４条に基づく行為の制限が解除となった地区について、都市計画法に基づく生産緑地地区の廃止をするものでございます。

地区ごとの説明は以上でございます。今回、変更する地区は、いずれも生産緑地法第10条に基づく買い取り申し出後に、生産緑地法第14条に基づく行為の制限が解除となった地区でございます。

以上が議案第2号、「京都都市計画 生産緑地地区の変更」内容でございます。なお、本変更案につきましては、都市計画法第21条第2項の規定に基づき、市役所公園住宅課にて公衆の縦覧を、平成26年9月5日から9月18日までの2週間、実施いたしましたところ、縦覧された方はなく、意見書の提出もございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○会長 どうもありがとうございました。毎回この審議は1ヘクタール弱ぐらいずつ減っていきますけれども、皆様ご意見ございましたらよろしくお願いいたします。

○委員 毎度同じ話になるので、この議案書2-3の総括図を見ると、緑になっているところが現在残っていると。黄色いところが今回廃止ですけれども、確かに死亡されるということによって後継者がおられない場合、農地の減少というのが、ある意味ではやむを得ないし、特にこういう都市化の進みやすい向日市という地域においては、結果として宅地化されていくというのが1つの流れで、やむを得ないんですけれども、後追的になるんですけれども、この総括図は早晩、黄色くなっていくことが予想されると。

私なりに考えると、集団的に大きく緑で塗ってあるところというのは、かなり大きな意味での緑地として魅力のある空間だと思うんですね。これはやっぱり何とか残るような手だてを、少なくともまだ健全で経営をされている間に方策を立てる必要があるのではないかと思います。これは審議会ではどうしようもなく、結果的には議員さんによる条例等でどうやって残すのかと。最近のところで、都市化における市民農園とか市民菜園とか屋外緑化とか、いろんなオープンスペースの使い方とか、あるいは多少市民と農家の方が交流できるような使い方なんかも、考えるといろいろあると思うので、結果としてやはり負担が少なく、なおかつ農家の方にもある程度合意を得ていただけるような借地だとか、完全に売り払ってしまったら宅地化されるので。そうすると、ある程度公的なものとか、あ

るいは市民団体的なものが借地をしてでもそういったものが残るような手だてを、やはりぜひ考えてもらいたいなど。

ただし、かなり利害関係が対立するので、非常に調整が難しいと思うので、私は行政が直接入ったのでは難しいだろうと思うんですね。やっぱり議員さんなり市民の代表の方がその中の調整をやりながら、具体的に考えていただかない限りは、ちょっとこのまま手放しにおいておくとだんだん黄色になっちゃうよということなので、そういう危機感を常に負っているので、ぜひ議員の皆さん方、そういったものをお願いしたい。今回の、死亡されて、とりあえず行政のほうもお金がないからもう買い取れないよというのもやむを得ないと思うんですけれども、このまま手放しにやむを得ない、やむを得ないと言っているのでは能がないので、その辺ぜひ知恵を働かせていただきたいなというように思います。

○委員　いいご意見をありがとうございました。前回の2回目のときは福島第一原発に行っておりまして、帰って来れず申しわけございませんでした。

今のお話で、よく道路の拡幅なんかでも、前の市長さんは地元議員によく相談されまして、どうしてあそこは立ち退いてくださらないかなということ、親しい者、その地区の議員が入りまして話をしますと、本人のものでなかったということで、それで調べて遠くの親戚を頼って、弁護士さんを立てて調べて、自分のものにされて、そして拡幅をしてもらって向日町停車場線があるんですね。そういうこともあるので、議員を使っただくと大変ありがたいと思っております。

議会でもよく論議されております、この森本-6、第3保育所の周りですね。ここは少し自然公園にしたらどうだという意見を本会議でおっしゃっている議員さんもいらっしゃる、閉園になって売却を考えているという市長さんもいらっしゃるわけですが、公有地を勝手に売るんじゃなくて、有効利用すべきだという議員の声はかなり多いと思うんです。その周りのことですから、これはもったいないと思うので、将来有効に活用できるので何とか公園の基金とか、それから今財政調整基金が21億、実質15億だということですが、昔岡崎市政のときは財政調整基金6億円だったのが、今それだけにふえていますし、そういうものを活用し、後世の人に喜んでもらえるような、そういう対策を

ぜひ建設委員会とか行政とか審議会とか地元とか地元の区長さんとかみんなが集まって、何とか緑地を残せるように努力をしていただけると大変私たちも嬉しいと思っています。

○委員　今のお話の続きですけども、やはり農家が維持して持っていられるような、今おっしゃった市会議員さんが条例をつくられるなり、それが上へ上って府に行ったり、国に行ったり、やっぱり所有者が持っていて損するんだったら、黄色に当然早く変わっていきますし、所有者が持っていて別に損はしない、それだったら市のほうで利用してもらおうとか、そういうので残っていくとは思いますが。だけどやっぱり、持てる状態にしたいですね。どんな方法があるかといったら、市が買い上げる、今おっしゃったように調整基金があるから買い上げたらとか、いろいろな方法があると。借り上げる方法もある。

今現在、一番困るのは、相続税で売ってしまうんですね。売らざるを得ない。前も言いましたように、農家をご承知のとおり穀物をみんな干さないといけないから、非農家の場所と違って宅地を余計目に持ってます。宅地が広くていいなという人もいますけど、持ってる本人にしたら、こんな百姓しても米もバランスシートとれへんわ、コンバイン置かならんわ、肥えはつくらなあかんわ、要ることばかりなんです。その割に向日市から固定資産税は来るわでそれが一つ。

もう一つは、今一番困ってるのは、農地を耕作しなさい、これが一番問題なんですね。今現在やってる私どもの年代はいいですよ。何とか一生懸命、土が好きで、やらざるを得ないという使命感を持ちながらやるけど、次の代は土にそんなになじんでませんから、やっぱり売り飛ばす。言葉は悪いけど。売って身軽になったほうがいいですよ。サラリーマンのほうが気楽でいいですよ、もうかるんです。だから、今おっしゃるような土地の量は減っていく。これをちょっとでも助けようと思ったら、今条件をつけている農地を相続された人が責任を持って耕作すると多少の相続税を軽減させるとか。その辺を計算していただきまして、持てるように、相続税でそのとき売り飛ばさないために買い入れてもらうとか、賃貸するとか、おうちによってケース・バイ・ケースだと思います。だけど先ほどもおっしゃったように、一団となって大きいところはやっぱり利用価値ありますよね。

宅造してしまうなんてもったいない。やっぱり大きい一団となっているところは末永く緑色にしてほしい、私もそう思います。その辺また議員さん、関係の人に、一つご努力をいただいで、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員　　20年ぐらゐ前に市議会で緑の条例を提案されて、かなりいい方向に向かっただことがござゐましたけれども、なかなか全体で一本化できずに、それでちょうど間に入っていた5人ぐらゐの会派の議員がおりまして、私もその中にいたものですから、良好な自然環境を守る決議に変えて何とか通したということがあつて、緑の条例を出そうということとはもう20年前から議会のほうではいろいろ論議があつたわけなんです。ですから、超党派でこういうことをぜひやつていただけるように、議長さんとか皆さんと話をして、特に今この第3保育所あたりのところら辺は一挙に何か建つていくと、保育所跡地も売却の方向に向かうと思ふので、これはやはり自然の公園とか何かに、子どもらが喜ぶようなものに、それからもう少し広げたらもっと農業ができたりとか、ヒマワリ・コスモス予算と春に書いてあつたのに、コスモスがなゐので私は詐欺だと言つてるんですけど、コスモスなくなつちやつてヒマワリしかないんですね。ところが長岡京市では、物すごくきれいなコスモス菜園で、お祭までされているんですね。だから、書いてたこともやらないということなので、何か農業というものをもう少し大事に考える姿勢であつてほしいと思ふので、それで市民農園みたいなもので少しみんながお金を出し合つて、それでみんなで、買取りはとてもできないけれども、運用しながら野菜を育てたり、花を育てたりということ、森本は花を育てるのが非常に充実している地域ですので、教えてもらつたりしながら、産業としても伸びるんじゃないかと。そういう地場産業を広げていく意味でも、かなりの面積にこれはなるので大変かと思ふけれども、ぜひ何とか。相続税で困られる方を苦しめるんじゃないかと、そのご先祖様も喜んでもらえるような土地の残し方というのをみんなで考えていけたらいいなというふうに思ひますので、長谷川さんもいらっしゃるし、お知恵を貸していただけるよう、よろしくお願ひします。

○会長　　どうもありがとうございます。それでは、いろいろな多方面のほうからいろいろご支援いただいたり、後ほどまたご報告もありますが、歴史的まちづくり法だとか景観

法だとか、直接は関係ありませんが、緑を支援するための法律とどう絡んでいくのかとか、多方面からの支援をこれからこの委員の先生方にまた考えていただくということで、ご意見を頂戴したと思います。ほか、よろしゅうございますでしょうか。

○委員　　実は緑の条例を出したのはうちの党ですが、それからもう数十年たって、北部開発で非常に緑がなくなってしまったということで、地域住民の方とかが本当に心癒やせる場所も少ないということで、でも農業をされている方が本当に必死に汗水かいて頑張っておられる姿もよく知ってますし、亡くなられたらご都合で土地を売ってしまうということもよくよく知っておりますので、やはり子どもたちに本当に自然、緑を残していくということを真剣に考えていかなければならないし、議会もそうなんです、もっと住民の皆さんと一緒に、農業委員会の方もいらっしゃいますし、そういうところの方々とも懇談しながら、何か英知を考えていかないと、このままでは毎回、生産緑地地区の変更計画書を見るたびに非常に寂しい思いとつらい思いをして、これをいたし方がないと思いながらいつも見ているんですけど、今手を打たないと北部開発ただけでも町が変わったんじゃないかと、もう向日市と違うなという、そういう声もたくさん聞いておりますので、癒やしの分野、農業の大切な部分をしっかりとできるよう、皆さん方と知恵を出し合いながら懇談とか、いろんなものを重ねていきたい、そういう努力をしたいと都市計画審議会でも皆さんに訴えておきます。

○会長　　ありがとうございました。それでは、議案第2号のお諮りをしたいと思います。それでは、この案のとおりで可決することにご異議ございませんでしょうか。この議案内容に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

ありがとうございました。賛成多数ですので、この議案につきましては可決をいたしました。

それでは次に報告事項であります、「向日市歴史的風致向上計画」についてのご説明を事務局よりお願い申し上げます。

○事務局　　視察の前になりますけども、その他で1点ご報告を申し上げます。資料3をご覧ください。

去る9月4日の京都新聞に掲載されました記事でございます。歴史まちづくり法とは、正式名称「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」と申しまして、「歴史的価値の高い良好な市街地の環境を守り、維持・向上させ、後世に継承するため」に、平成20年に施行された法律でございます。

向日市はかつて、日本の都である長岡京がおかれ、政治や経済、文化を中心として栄えた地であり、長岡京にまつわる史跡以外にも古墳群や向日神社、西国街道など、また美しい竹林など、緑豊かな中に幾層にも歴史が折り重なる特有の歴史的風致のある地域であります。

今後これらの歴史を生かしたまちづくりを行っていきたく考えておりますことから、現在この計画申請、いわゆる「歴まち認定」に向けて、国の関係機関と事前協議を行っているところであります。

今後、本市の歴史を生かしたまちづくりを行っていく上で、都市計画審議会の委員の皆様にもいろいろなご意見を伺ってまいることあると考えておりますが、今回お手元に配布いたしました歴史を生かした本市のまちづくりについてご意見やアドバイスをいただける場合は、都市計画課もしくは菅沼担当課長までご連絡をお願いしたいと考えております。

簡単ではありますが、これで報告を終わらせていただきます。

○会長　ただいまの報告につきましては、これは報告事項ということですので、特段のご意見がなければこれを報告したということでご了承したいと思いますが、どうでしょうか。

○委員　長岡京跡も大変重要な文化財なんですけれども、古墳群ということで、3世紀の前方後円墳が向日市のはりこ山、五塚原古墳ですけども、これは今日も調査を「埋・文」がやってくれていますが、大変見事なふき石が出てきていて、たくさんの細かい石を積み上げて、そして縦に四角い石を置いている。3世紀の人がそんなすごい技術を持っていたというのが、発掘調査で分かっているんですね。これは新聞にも大きく出ましたけど、奈良の箸墓古墳に匹敵するような隆起斜道があって、花道があるということで、卑弥呼の墓かもしれないぐらいのすごいものが市役所の横にあるわけです。やはり長岡京もすばらし

いけれども、それよりもすばらしいものが向日市にはあるので、それを割と皆さん御存じなくて見に行かれないんですけども、この間学者さんがオオムラサキを発見されたんですね。あれはもう天然記念物で、あんまり大きな声で言うといっぱいカメラで撮りに来るから大変ということで、すごい秘境があるわけです。これは長年農家の方が、はりこ池を使って農業をしてくださったおかげで残っている大変すばらしい山で、水害対策にも役に立って、その下流では水漬きが起こらなかったというありがたい山なんですけど、元稲荷のところら辺で大量に木を伐採するということを行われて、そこから害虫が派生して、はりこ山のほうにナラ枯れが広がりまして、そのナラ枯れ対策ということでもまた大量に木を切って、その後始末ができずに、ビニールシートの上に丸太がいっぱい積んであって、それでは幾ら雨が降っても薬品が消えず、丸太が土に返れないので、放置ではなく国にも協力していただいて、何とかはりこ山の美しい景観とか、そういう文化財を守ることにぜひこの歴史まちづくり法を生かして、向日市だけでは大変なので国のほうからも協力してもらって、ナラ枯れのときのように予算をもらって、この文化財保護のために整備をきちんとして、そして散策路や、ワークショップで決まったように標識とかをつけて、そして観光の名所となるように育てていくということをぜひこの第1回歴史まちづくりに関する意見交換会で、ぜひ行政からも要望していただきたいということをお願いしたいと思います。

○会長　非常に貴重なご意見をありがとうございます。まず、特段の歴史的文化遺産みたいなものがあるかどうかということをもまず知ることですよね。皆さん知っておられない方も多いので、それがこの風致維持・向上計画の中にちゃんと織り込まれて、それが人々の間に浸透していくかどうかということと、それから日常の生活に溶け込む風景の中で、そういうものが身近にどういうふうに見えていくのかとか、それから活力あるものへそれをどう利用して、今のご意見のとおりでございまして、活力あるものとしてどう生かしていくのかということにつきましては、もう一步一步だというふうに思いますし、これは都計審だけではなくて、まちづくり審議会やその他の割と幅の広いものが総力を挙げてやっていくべきものだとも思いますので、また今後、今事務局のほうでいろいろご検討はされていると思いますが、また今後とも非常に重要な視点になると思いますので、どうぞよろ

しくお願い申し上げます。

○委員 さっき言い忘れた、私たちよく議員の人が視察に行ったら、日向市ですかとよく言われるんですよ。向日市というのが、やっぱり認知度が非常に低いと。日向と書いてあるときがあったんですよね。やっぱり知られていないなというふうによく思うんです。ですからこういう長岡京があったという、特にまた名前が、隣が長岡京市という名前だったので、余計に認知度がもっと低くなっているなというところもありますので、こういうようなことも非常に大事だというふうに思っておりますので。よく日向と言われているということだけ、皆さんにちょっとでも認識をしていただけるようになってほしいなと思っております。

○会長 ありがとうございます。それでは、これで本日予定の議題は終了でございます。以上をもちまして、この審議会を閉会させていただきたいと思えます。皆様方のご協力、いつも活発なご意見を大変いただきまして、ありがとうございます。スムーズに時間内に終えることができました。大変ありがとうございました。

○事務局 それでは以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

なおこの後、現地視察を予定しております。ご希望をされる方はマイクロバスを下にご用意しておりますので、お荷物を持っていただきまして、10分後ぐらいを目安に下に集まっていただけましたらと思えます。よろしく願いいたします。

閉会 午後3時20分